

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	消毒等用アルコールの転売規制について
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	医政局経済課
評価実施時期	令和2年7月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、向こう数ヶ月間、消毒等用アルコール※の需給が逼迫する状況が続くものと考えられる。今後の各種経済社会活動の再開に伴い、営業を再開する店舗等において更なるアルコール製品への需要増・需給の逼迫が見込まれる。 ※本規制は、緊急事態措置を実施すべき区域が5月14日で一部解除され、それ以外の地域についても解除に向けた検討が行われ、経済活動が再開されることによりアルコール消毒製品の需要が拡大することが予想される中で、感染拡大の防止と社会活動の維持の両立に必要な消毒等用アルコールの需給の逼迫を改善するため、速やかに施行することが必要であった。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要とされる、消毒等用アルコールの入手が著しく困難な状況である。店頭小売価格は上昇傾向にあり、かつ、インターネット上では、消毒用アルコールやアルコール製品の小売価格を大幅に越えた価格での転売事例が相次いでおり、消費者が消毒等用アルコールに十分にアクセスできない状況が続いている。 課題の原因としては、転売を目的とする消毒等用アルコールの買い占め行為が、需給の逼迫に拍車をかけていると考えられる。 課題解決の手段として、不当な買い占めと転売を抑制し逼迫する消毒等用アルコールの需給を改善するため、規制以外の政策手段として、たとえば政府がインターネット販売事業者に出品の自粛を求めたり、小売事業者に消費者一人あたりの販売数量の制限を要請することが考えられる。しかし、法的な根拠がないため自主的な取組を促すにとどまり、転売行為・そのための買い占め行為の抑制効果は十分ではない。</p> <p>※消毒等用アルコール アルコールを含む医薬品・医薬部外品*1及びそれ以外のアルコール分60度以上のアルコール(当該アルコールを含む製剤を含む)*2で、消毒等に使用されることが目的とされているもの。 *1 アルコール消毒液・消毒タオル・消毒綿等 *2 アルコール分60度以上の食品添加物製剤、アルコール分60度以上の除菌シート、アルコール分60度以上の酒類等</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須) 消毒等用アルコールの転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による商取引が喪失し、転売を行う者の売上の減少といった機会費用が発生する。具体的には、5月下旬の時点で、店頭小売価格600円の医薬部外品の手指消毒薬が、インターネットサイトで12,000円(20倍)で販売されている例や、高濃度アルコールを含む食品添加物(店頭小売価格1,490円)が7,930円(約5倍)で販売されている例があった。また、小売事業者において当該規制の周知(HPへの掲載等)を行うための費用が発生する可能性がある。</p> <p>(遵守費用)</p> <p>(行政費用) 規制の周知(政府HPへの掲載・テレビ等での広告)に関する費用が発生する。また、規制に違反した者を補正し、刑罰を科す執行費用が発生する。</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「<u>行政費用</u>」の増加の可能性に留意(規制緩和ではないため該当せず)</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本政令による転売行為に対する規制の導入に伴い、転売を目的とした店頭での消毒用アルコールやアルコール製品の買い占め行為が抑制され、逼迫した消毒等用アルコール需給の改善が期待される。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 店頭で消毒等用アルコールが買い占め不当な高値(小売価格の数十倍)で転売する行為が禁止されるため、消費者・事業者が本来の小売価格で消毒等用アルコールを入手することができる。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計(規制緩和ではないため該当せず)</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本規制は「小売業者から購入した消毒等用アルコール」を「取得価格を超える価格で転売」することを禁止するものであり、消毒等用アルコールの転売行為を一律に禁止するものではないため、競争状況に与える影響は大きくないものと考えられる。
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 転売を行う個人や小売事業者において一定の遵守費用・機会費用が生じる可能性があるものの、マスクの転売を一律に禁止するものではないため、費用の規模は限定的と見込まれる。 一方、本規制が導入されれば、転売を目的とした消毒等用アルコールの買い占めが制限され、逼迫する消毒等用アルコールの需給が改善されると見込まれる。消費者・事業者が適正な価格で消毒等用アルコールを購入できるようになることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって国民経済の安定に寄与することが期待される。 ・以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 代替案として、アルコール濃度や用途によらず、全てのアルコールやアルコール製品の転売行為を禁止するというケースを検討。 費用:消毒・除菌への転用が想定されないアルコール含有製品についても、国民に幅広く規制を周知するための広報や、規制執行のため全国規模での人員確保が必要となる。また、広くアルコールを含有する製品の転売による商取引の喪失、市場における適正な競争環境の阻害の可能性が高まる。 効果:アルコールは消毒用途以外の様々な製品に利用されているため「アルコール製品」の定義が困難であり、実効的な規制の適用が困難なため、効果は低いと考えられる。 規制案と代替案を比較すると、規制案は低コスト・高効果、代替案は高コスト・低効果といえ、代替案は費用対効果が十分ではなく、妥当とはいえない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 規制の導入の前提となる、消費者委員会への諮問にあたっての参考として使用した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 今般の新型コロナウイルス感染症の情勢の収束次第、事後評価を実施。 なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、指定の解除が行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 消毒等用アルコール需給状況の推移、インターネット販売事業者等における消毒等用アルコールの高額転売の事例の減少を確認する。</p>
備考	